

友語苑ショートステイ 利用料金表

事業所番号 2970700197

1. 【単独型（介護予防）短期入所生活介護費Ⅱ】 令和8年8月～ (1単位＝10円)

(予防給付)	要支援1		要支援2		
短期入所生活介護費（Ⅱ）	479単位／日		596単位／日		
連続31日以上利用した場合	442単位／日		548単位／日		
(介護給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費（Ⅱ）	645単位／日	715単位／日	787単位／日	856単位／日	926単位／日
連続61日以上利用した場合	589単位／日	659単位／日	732単位／日	802単位／日	871単位／日
長期利用者提供減算	－30単位／日				
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位／日				
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位／日				
送迎加算	184 単位／回		※五條市、御所市、大淀町、下市町、橋本市以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	所定単位数の172／1,000 相当する単位数		所定単位数は（介護予防）短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。		

※介護保険負担割合証の内容に応じて、金額が異なります。

2. 【食費 滞在費】

	滞在費	食 費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	915 円／日	朝食 昼食 夕食 320 円 740 円 740 円	
第1段階	0 円／日	300 円／日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	430 円／日	600 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	430 円／日	1,030 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	530 円／日	1,360 円／日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

3. 【その他の費用】

教養娯楽費	実費（ご利用者またはご家族の選択に基づき、同意を得たうえで徴収いたします。）
日用品費	100 円／日（個別の洗濯用ネット費用として）
おやつ代	100 円／日
嗜好品等	実費（口腔ケア用品・入れ歯安定剤等）
電気代	コンセント使用時1コンセント50円（1日）
理美容費	実費（カットの場合は1,500円）

※利用料金は、下記（1. 2. 3.）の合計額となります。

1. {（【単独型（介護予防）短期入所生活介護費Ⅱ】＋ 必要に応じた算定加算分） × 1.172（介護職員処遇改善加算）} の利用日数分

2. 【食費 滞在費】段階別の費用の利用日数分

3. 【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分

※介護保険制度（介護報酬改正）や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめ ご了承下さいます様をお願いします。